

聖地での行為に関する 国際規約¹



前文

我々、地球上のあらゆる地域の宗教指導者および宗教伝統の代表は、各々の宗教伝統の求めに応じて平和の希求に献身的に取り組むことを宣言する。この目標を反映させ、達成の一助となることを目的とした、聖地での行為に関する国際規約（“国際規約”）を我々は支持する。

聖地とは、すべての暴力や冒涇から守られ保護されるべき特別な性質と高潔さを持ち合わせ、深遠な意義と聖なる信仰上の愛着を有する場所である。この国際規約は、定義、保護、立ち入り、共有、紛争予防と解決、復興、記念碑化、土地収用、教育、設立、発掘と調査などの問題に焦点を当てながら、聖地に関する紛争の予防および終結のための協力的かつ具体的な実施計画の基礎を創り上げるものである。

対話を心がけながら共通の立場を模索し、お互いを尊重し、また各々の思想・良心・信仰の自由と宗教伝統の崇高性を尊重することを基盤として、協力し合うことを決意し、

聖地とは、各々の宗教や宗教伝統にとって神聖なものであると広く認知されているものであり、また個人や共同体が有する聖地への愛着は、信仰の如何にかかわらず何人からも尊重されるという世界的視点を共有し、世界中の多くの紛争において、聖地が争いの中心、あるいは破壊の標的となっていることを認め、また宗教的少数派の聖地が特に狙われやすいことも心に留め、

聖地を守るための原則的枠組みを提示できるよう模索し、聖地を自由に使用する権利を保障し、聖地を平和と調和と和解を象徴する場所として理解することを広め、

宗教指導者は、聖地に関する紛争解決のために積極的にかかわっていくべき役割があることを認識し、また、宗教の如何にかかわらず他者の聖地をも保護することを訴えていく道義的責任があることを改めて主張し、宗教や信仰の自由と他者の人権を守り、文化遺産を保護し、武力闘争地域で一般人を保護する国際協定や規範に基づき

我々、宗教指導者および宗教伝統の代表は以下の条項を尊重し、それらが世界中で実現されるよう努力していくことを厳粛に誓約する：

¹ 聖地での行為に関する国際規約は、世界の主な信仰の宗教指導者や専門家と協議し、以下のNGOの代表者との共同作業により作成された：ワン・ワールド・イン・ダイアログ、オスロ平和人権センター、レリジョンズ・フォー・ピース、サーチ・フォー・コモン・グラウンド。規約のための資金はノルウェー外務省より援助された。

条文

第 1 条. 定義

この規約の意図するところでは、聖地とは各々の宗教共同体にとって重要な意味を持つ場所として理解されるものである。聖地とは、その場所と隣接するか一体となっている礼拝堂・共同墓地・聖廟などを含むが、それに限定するものではない。

この規約の意図するところでは、聖地とは様々な伝来や慣習に従って、各宗教共同体からそのように呼び示され、地域の政府・自治体からも認知された、明確に限定された場所である。また一つの場所が複数の宗教共同体の聖地となりうることも認識している。

第 2 条. 聖地の保護

聖地は現在と未来の世代のために、威厳、崇高さ、そして名称やアイデンティティに対する敬意を持って保護されるべきものである。宗教的重要性のみならず、その共同体や人々の歴史的・文化的・生態学的遺産をも有する場所として保存されなければならない。神聖さを汚されたり、傷つけられたりすることから守り、また宗教共同体から不法にその聖地を奪ったりすることのないようにしなければならない。

聖地の保護が必要とされる場合は、関連当局²が、所有権を侵害することなく、周辺に保護区域を設定したり、建設や開発を禁止あるいは制限したりするよう考慮すべきである。

もし聖地が国の文化遺産に指定されたことにより制約が設けられたとしても、引き続き聖地として機能していけるよう、過度の制限がかけられないようにするべきである。

第 3 条. 立ち入り

聖地への立ち入りは、その場所に設定された宗教的規制の許す範囲でのみ可能であり、聖地を保護し、危険を感じさせず、礼拝行為を邪魔しない態度が必要とされる。聖地への立ち入りを許可された者は、それぞれの場所の本質や目的、精神に敬意を払って立ち入るべきである。

政府・自治体は、聖地への訪問者や巡礼者の入国、あるいは聖地に関連した特別の役割を持つ外国人の駐留を、独断で禁止してはならない。

第 4 条. 複数の宗教における聖地

一つの場所が複数の宗教共同体による確立した伝統の中で、互いの聖地として見なされている場合、関連当局が共同体と協議して法的合意を整え、それにより信者らが信仰のために聖地へ立ち入ることが保障され、それぞれの宗教共同体が聖地を保護する責任を対等に負うようするべきである。

第 5 条. 紛争の防止と解決

宗教的権威者や他の関連団体で構成されるフォーラムを、定期的な対話や調整を確保するために設立する。聖地に関するすべての紛争や脅威は、ただちにこのフォーラムにて検討されるものとする。

² この聖地での行為に関する国際規約の目的の中で使われる“関連当局”という言葉は、聖地に関する決定権を有する当局（例えば、宗教的、政治的、法律的など、地域の事情による）を意味する。

第6条. 復興と追悼

関連当局は、関連する宗教共同体の意思に応じて、暴動により破壊または損傷を受けた聖地の復興や追悼を進める手段を講じるべきである。

そのために必要な認可は、法律で規定された通り、また所有権に対してはしかるべき敬意を払って、特別な法的あるいは行政的妨げを課すことなく、すみやかに与えられなければならない。

第7条. 土地の収用あるいは国有化

聖地のどの部分においても、収用あるいは国有化が提案された場合は、宗教共同体あるいは関連の共同体が適切に代表者となり、その過程のすべての面において公式に協議がされなければならない。関連当局は文化遺産の保護、宗教的伝統を尊重した適切な敷地利用、そして宗教儀式の継続を条件とした効果的なアセスメント（事前影響評価）を行うべきである。もし同意に達しない場合、宗教共同体は法廷に持ち込むことができる。過去において、聖地の一部が国有化された場所では、宗教共同体への所有権の返還が奨励されるべきである。

第8条. 教育と公式の発言

公式の発言や教育活動において、すべての関係当事者は聖地の保護を推進し、他者の聖地を礼拝の場でありアイデンティティを示す重要な場として認め、聖地に関する他者の繊細な感情を尊重し、戦略的・領地的・軍事的な重要性よりもむしろ精神的価値を強調するべきものとする。聖地に対する信仰団体の愛着は否定されるべきものではない。

宗教共同体は、彼らの聖地が旅行、科学、教育などの目的のために宣伝利用されるときは、事前に相談されなければならない。このような宣伝利用においては関連する共同体のアイデンティティや宗教的伝統を尊重するべきである。

第9条. 聖地の設立

すべての宗教共同体が有する、聖地を設立あるいはすでにある聖地を維持する権利は、他者の権利にしかるべき敬意を払って、相応の手続きを経たのちに、宗教または信条の自由と一体のものとして認められるべきである。

占領者は占領地内の住民の所有権や他の正当な権利を無視して、恒久的な新しい聖地を建設したり、建設の許可を与えたりしてはならない。

第10条. 発掘と調査

聖地での考古学的発掘は、その場所を聖地と見なすすべての宗教共同体の権威者と事前に協議し、合意に達したのちに、法律に従って、宗教的利用への妨げを最小限にとどめた上で実施されなければならない。

敷地内で発見された古代の歴史的遺物は、現在の所有権や管理協定を害すべきものではなく、また宗教共同体が聖地に対して慣習的に抱いてきた一体的感情に疑問をはさむような悪用もなされるべきではない。

付記

実施と監視に関する手引き

我々、宗教指導者や宗教伝統の代表は、すべての人々が自分自身の聖地で自由に安全に礼拝できる世界が実現することを熱望する。この国際規約は我々の願いを実現するための協力的枠組みを提供するために開発された。

実施

核心的部分において、この国際規約の実施については、諸宗教協力と聖地保護を目的とした1カ国あるいは数カ国における活動の制度化を進める関連当局との協力を基盤を置くものである。我々は宗教指導者や諸宗教団体、ならびに他の宗教組織に対して、規約を実施するよう奨励するが、とりわけ聖地保護が必要な当該国においては、国際規約の全部あるいは一部に基づき、また地域の状況に応じて必要があれば修正した上で、試験的プロジェクトを創設することにより実施することを勧める。

実施については異なる共同体の地域の必要性に応じて様々な形態をとることが可能である。たとえば、攻撃された聖地への宗教指導者による教育、監視、考証、視察、告発なども含むものとする。

監視

我々は、地方、地域、国家レベルにおいて適切に国際規約が実施されているかを監督するために、第5条で述べられたフォーラムから発展した形の監視団体の設立を奨励する。

監視団体は関連当局の権限ある代表者により構成されることが好ましく、とりわけ

- この規約の条項に該当すると思われる聖地のリストを作成する
- 聖地の事情に関する論争を考慮し、対話と和解と連帯の精神を持って解決の道を探る
- 聖地に関するすべての問題について当局に適切に助言する
- 当該地域の規約実施に向けての活動とその経緯の報告を定期的に公表することを奨励する。

やがて、国際規約を実施する地域の数が増えるに従い、我々は世界中の聖地保護を監視する国際的機構の設立を勧告する。このよう国際的な監視を行うことにより、すべての関連するフォーラムにおける国際規約の採用を促進し、関連する国際政府機関と協力し、監視団体の設立を奨励し、その監視団体の活動を援助し、世界的規模に向けての国際規約の実施経過を記録分析し、そして聖地の状況についての年次報告を提供することができるようになるであろう。

我々、宗教指導者および宗教伝統の代表は、この聖地での行為に関する国際規約によって表明されたビジョンの実現に向けて努力すべき重大な責任があることを認識している。